

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 (和暦)年 月 日 受付第 号 根抵当権 一部移転
- (2) 登記の原因 (和暦)年 月 日 一部代位弁済
- (3) 弁 済 額 金 , , 円
- (4) 当 事 者 権利者 千葉県信用保証協会 甲
義務者 乙
- (5) 不 動 産 後記のとおり

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 被担保債務の第三者弁済

乙は、本件根抵当権 の根抵当権者 である。

甲は、乙に対し、(和暦)年 月 日、本件根抵当権 の被担保債務の一部、
金 , , 円を弁済した。

(2) 弁済につき正当の利益のあること。

甲は、本件根抵当権 の被担保債務の連帯保証人である。

(3) 元本の確定

本件根抵当権 の元本は確定している。

(4) よって、本件根抵当権 は、同日、乙から甲に一部移転した。

(和暦)年 月 日 法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 千葉市中央区中央四丁目17番8号
千葉県信用保証協会
理事

(義務者)
以下、不動産の表示
不動産番号